

平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード：13084)  
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美  
問い合わせ先 E T F 開発部 今井幸英  
(TEL. 03-6447-6581)

## (訂正) 「上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) CSI300」 重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせの一部訂正について

当社設定の「上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) CSI300」(証券コード：1322)につきまして、平成29年10月19日に開示いたしました『「上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) CSI300」重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ』に一部誤りがございましたので、謹んでお詫びのうえ、下記の通り訂正いたします。

なお、このたびの訂正は、平成29年10月25日に開示いたしました『(訂正) 「上場インデックスファンド中国A株 (パンダ) CSI300」重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせの一部訂正について』の内容とは別に追加で行なうものでございます。

記

### 1. 訂正箇所

「5. 約款の新旧対照表 (案)」のうち、議案Aの約款変更に係る新旧対照表 (案) において、1カ所の訂正を行ないます。なお、当該訂正箇所は、以下の新旧対照表内において            で示しております。

#### <訂正前>

新	旧
(一部解約金の計算方法と計理処理) 第36条の2 ①一部解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。 ②前条に定める受益権の一部解約にあつては、一部解約金と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。	(新 設)

#### <訂正後>

新	旧
(一部解約金の計算方法と計理処理) 第36条の2 ①一部解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額に、当該解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。 ②前条に定める受益権の一部解約にあつては、一部解約金と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。	(新 設)

以上

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

[www.nikkoam.com](http://www.nikkoam.com)